

小美玉市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業 許可更新の手続き

小美玉市環境課廃棄物対策係

1. 申請時の注意

- (1) 正・副2部を作成の上、提出してください。(副本分はコピー可)
- (2) 収集運搬業、処分業、浄化槽清掃業は、それぞれ別申請になります。
- (3) 法人と個人では、添付書類が異なります。
- (4) 様式は、小美玉市ウェブサイトからダウンロードしてください。
- (5) 許可の期間は、2年間となります。

2. 申請に必要な書類

・「許可(許可更新)申請書(様式第6号)」に、下記(1)~(11)を添付ください。(下記及び別表参照)

- (1) 事業計画書(任意様式を使用してください。)
- (2) 住民票など
個人の場合
① 住民票の写し(本籍記載のもの)または外国人登録証明書の写し
法人の場合
① 定款または寄付行為の写し ② 登記簿謄本または登記事項証明書(原本)
- (3) 履歴書(法人にあつては、役員の名簿及び履歴書)
- (4) 印鑑登録証明書(法人にあつては、代表者印の印鑑登録証明書)
- (5) 納税証明書
個人の場合
国税、都道府県民税、市町村税の全ての納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)
法人の場合
国税(様式その3の3)県税(様式第40号の4)市町村税の納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)
- (6) 誓約書(様式第7号)
- (7) 従業員名簿(様式第8号)
- (8) 事業所、処分施設、車庫等の概要図およびその付近の見取図
- (9) 別紙3)自動車検査証の写し並びに車両の前及び横の写真 ※収集運搬業・浄化槽清掃業
- (10) 浄化槽清掃に関する専門的知識、技能および2年以上実務従事経験を有していることを証する書類
※浄化槽清掃業のみ
- (11) その他市長が必要と認める書類
 - ・ 他市町村発行の一般廃棄物処理業および浄化槽清掃業の許可証の写し
 - ・ 都道府県発行の産業廃棄物処理業の許可証の写し
 - ・ 別紙1) 取扱予定事業者一覧表
 - ・ 別紙2) 運搬車両一覧表 ※処分業は不要
 - ・ 別紙4) 料金表

添付書類	一般廃棄物 処理業 (収集運搬業)	一般廃棄物 処理業 (処分業)	浄化槽 清掃業
(1) 事業計画書	○	○	○
(2) 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し	○	○	○
(3) 履歴書	○	○	○
(4) 印鑑登録証明書	○	○	○
(5) 納税証明書	○	○	○
(6) 誓約書 (様式第7号)	○	○	○
(7) 従業員名簿 (様式第8号)	○	○	○
(8) 事業所, 処分施設, 車庫等施設の概要図及びその付近の見取図	○	○	○
(9) 自動車検査証の写し並びに車両の前及び横の写真 (別紙3)	○	×	○
(10) 環境省関係浄化槽法施行規則 (昭和59年厚生省令第17号) 第10条第2項に掲げる書類及び同規則第11条第4号に掲げる事項を証する書類	×	×	○
(11) その他市長が必要と認める書類			
他市町村発行の一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の許可証	○	○	○
都道府県発行の産業廃棄物処理業の許可証	○	○	○
取扱予定事業者一覧表 (別紙1)	○	○	○
運搬車両一覧表 (別紙2)・車両写真(別紙3)	○	×	○
料金表 (別紙4)	○	○	○

6. 許可の決定

許可は、法令、規則等に基づく要件をすべて満たすかどうかを審査した上で決定します。
なお、許可または不許可の決定をしたときは、速やかに申請者にその結果を通知します。

7. 許可証の交付

- 許可証の交付は、3月に窓口交付を予定しています。
交付の際、許可証を受領される方の署名が必要となります。詳しくは後日連絡します。
- 旧許可証は、有効期限内まではお手元に保管し、3月分の実績報告提出時に一緒に返還ください。
なお、紛失された場合は、再交付できます。(別途手数料がかかります)

8. 申請手数料

許可申請し交付を受ける際には、納付書にて、下表の申請手数料を納入して下さい。

手数料の名称	手数料の額 (1件につき)
一般廃棄物収集運搬業 許可申請手数料	3,000 円
一般廃棄物処分業 許可申請手数料	3,000 円
浄化槽清掃業 許可申請手数料	3,000 円
一般廃棄物収集運搬業 許可証再交付申請手数料	1,500 円
一般廃棄物処分業 許可証再交付申請手数料	1,500 円
浄化槽清掃業 許可証再交付申請手数料	1,500 円